○農林水産省

五一三　農作物基準共済掛金率等を定める件の一部を改正する件　三　四
五一四　収穫基準共済掛金率等を定める件の一部を改正する件　三　四
五一五　種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件　三　四
五一六　卸売業者の合併について認可した件　三　四
五一七　平成二十九年度において型式検査を行う農機具の種類を定めた件　三　四
五一八―五二〇　保安林の指定をする件　三　四
五二一　保安林の指定施業要件を変更する件　三　四
五二二　競馬法第三条の二第一項の海外競馬の競走を指定する件の一部を改正する件　三　五
五二三　平成二十九年産の春植えばれいしょに適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件の一部を改正する件　四　五
五二四　平成二十九年産の秋植えばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、そば、たまねぎ及びホップ並びに平成三十年産のさとうきびに適用する単位当たり共済金額の範囲等を定める件　四　六
五二五―五二六　保安林の指定をする件　五　三
五二七　森林病害虫等防除法第三条第一項の規定に基づき、同項第一号に掲げる命令をする等の件　六　三
五二八　森林病害虫等防除法第三条第一項の規定に基づき、同項第一号に掲げる命令をする等の件　六　四
五三五　森林病害虫等防除法第三条第二項の規定に基づき、特別伐倒駆除を命ずる等の件　六　四
五三六―五四二　保安林の指定をする件　六　五
五四三―五四八　保安林の指定を解除する件　六　五
五四九―五五三　保安林の指定施業要件を変更する件　六　六
五五四　沖合底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別及び操業区域別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件　七　75　二三
五五五　以西底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件　七　75　二三
五五六　遠洋底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件　七　75　二三
五五七　大中型まき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別及び操業区域別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件　七　75　二三
五五八　遠洋かつお・まぐろ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別及び操業区域別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件　七　75　二三
五五九　近海かつお・まぐろ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別及び操業区域別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件　七　75　二三
五六〇　北太平洋さんま漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件　七　75　二三
五六一　日本海べにずわいがに漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の許可を申請すべき期間を定めた件　七　75　二三
五六二　いか釣り漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めた件　七　75　二三
五六三―五六五　保安林の指定をする件　一〇　四
五六六　保安林の指定を解除する件　一〇　四
五六七　保安林の指定施業要件を変更する件　一〇　四
五六八―五七五　種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件　一一　五
五七六―五八八　保安林の指定をする件　一一　五
五八九―五九一　保安林の指定施業要件を変更する件　一一　六
五九二　種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件　一二　五
五九三　肥料の登録の有効期間を更新した件　一二　79　一
五九四―六一一　保安林の指定をする件　一三　四
六一二―六一五　保安林の指定施業要件を変更する件　一三　四
六一六　出願公表後に品種登録出願が拒絶された件　一三　80　四
六一七　種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件　一三　80　四
六一八　出願公表後に名称変更がなされた件　一三　80　六
六一九　肥料を登録した件　一三　80　六
六二〇　肥料の登録の有効期間を更新した件　一三　80　七
六二一―六二五　保安林の指定をする件　一四　一
六二六　保安林の指定を解除する件　一四　四
六二七　保安林の指定施業要件を変更する件　一四　四
六二八―六四四　保安林の指定施業要件を変更する件　一四　四
六四五　種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件　一四　五
六四六―六五九　保安林の指定をする件　一七　四
六六〇　保安林の指定を解除する件　一七　六
六六一―六六四　保安林の指定施業要件を変更する件　一七　六
六六五―六六八〇　保安林の指定をする件　一八　三
六八一―七〇四　〃　一九　一
七〇五―七〇九　保安林の指定を解除する件　一九　五
七一〇　保安林の指定施業要件を変更する件　一九　五
七一一―七一二　保安林の指定をする件　二〇　二
七一三　肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件　二一　二
七一四　家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件　二二　二